

保安規定に規定すべき事項の確認表  
(使用変更に伴う保安規定の変更)

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年9月29日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<b>福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加</b>	<p>① 職務及び組織</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第3号の第1項に関して、FMF等の管理を行う者の職務及び組織について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(職務及び組織に関する条文等)の変更はない。</p>	保安規定1編 第4条、第5条、第6条、第6条の2、第6条の3(変更なし)
	<p>② 使用施設等の操作</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第1項、第2項及び第4項に関して、従業員の確保、核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱い等について現在の保安規定に規定済であるため、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(従業員の確保等に関する条文等)の変更はない。</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第3項に関して、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴い、以下のとおり記載を追加する。</p> <p><u>第72条、第73条、別表第39(1)AGF、(2)FMF、別表第40(1)AGF、(2)FMFに福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加に伴い、試験目的で取り扱う核燃料物質によって汚染された物に関する記載を追加する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第5項に関して、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴い、以下のとおり記載を追加する。</p> <p><u>第71条に福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加に伴い、試験目的で取り扱う核燃料物質によって汚染された物に関する記載を追加する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第6項に関して、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴い、以下のとおり記載を追加する。</p> <p><u>第74条の2に福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加に伴い、試験目的で取り扱う核燃料物質によって汚染された物に関する記載を追加する。また、FMFの核燃料物質(1F燃料デブリを含む。)の安全対策を実施する者として集合体試験課長の記載を追加する。</u></p>	<p>保安規定第4編 第65条、第78条(変更なし)</p> <p><u>保安規定第4編 第72条(今回の変更箇所)</u> <u>保安規定第4編 第73条(今回の変更箇所)</u> <u>別表第39(今回の変更箇所)</u> <u>別表第40(今回の変更箇所)</u></p> <p><u>保安規定第4編 第71条(今回の変更箇所)</u> 保安規定第4編 第66条、第67条(変更なし)</p> <p><u>保安規定第4編 第74条の2(今回の変更箇所)</u></p>

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年9月29日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>③ 管理区域等の設定等</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第6号の第1項から第9項に関して、汚染のおそれのない管理区域等の表面汚染密度等の放射性物質濃度の基準値の設定等について、現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(放射性物質濃度の基準値の設定等に関する条文等)の変更はない。</p>	<p>保安規定第1編 第27条、第28条(変更なし)</p> <p>保安規定第2編 第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条(変更なし)</p>
	<p>④ 排気・排水監視設備</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第7号の第1項及び第2項に関して、排気・排水監視設備について現在の現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(排気・排水監視設備に関する条文等)の変更はない。</p>	<p>保安規定第2編 第50条(変更なし)</p> <p>保安規定第3編 第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条(変更なし)</p> <p>保安規定第4編 第78条の2、第78条の3、第78条の4、第78条の5、第78条の6(変更なし)</p> <p>別表第17、別表第20、別表第23、別表第31、別表第32、別表第33、別表第34(変更なし)</p>
	<p>⑤ 線量等の監視並びに汚染の除去</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第8号の第1項から第9項に関して、線量等の監視並びに汚染の除去について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(線量等の監視並びに汚染の除去に関する条文等)の変更はない。</p>	<p>保安規定第2編 第39条、第43条、第44条、第45条、第46条、第50条(変更なし)</p> <p>別表第14、別表第15、別表第16、別表第17、別表第20、別表第23、別表第27(変更なし)</p>
	<p>⑥ 放射線測定器の管理</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第9号の第1項及び第2項に関して、放射線測定器の管理について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(放射線測定器の管理に関する条文等)の変更はない。</p>	<p>保安規定第2編 第50条(変更なし)</p> <p>別表第17、別表第20、別表第23(変更なし)</p>
	<p>⑦ 核燃料物質の運搬・貯蔵等</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第10号の第1項に関して、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴い、以下のとおり記載を追加する。</p> <p><b>第51条及び第75条に福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加に伴い、試験目的で取り扱</b></p>	<p>保安規定第3編第51条(変更なし)</p> <p>別表第28(変更なし)</p>

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年9月29日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p><u>核燃料物質によって汚染された物に関する記載を追加する。</u></p> <p><u>第76条に福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加に伴い、管理区域内において保管する核燃料物質によって汚染された物から試験目的で取り扱う核燃料物質によって汚染された物を除く記載を追加する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第10号の第2項に関して、核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬について現在の保安規定に規定済であるため、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(従業員の確保等に関する条文等)の変更はない。</p>	<p><u>保安規定第3編 第51条(今回の変更箇所)</u>  <u>保安規定第4編 第75条(今回の変更箇所)</u>  <u>保安規定第4編 第76条(今回の変更箇所)</u></p> <p>保安規定第3編 第52条(変更なし)  別表第29(変更なし)</p>
	<p>⑧ 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第11号の第1項から第7項に関して、放射性廃棄物の廃棄について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(放射性廃棄物の廃棄に関する条文等)の変更はない。</p>	<p>保安規定第2編 第50条(変更なし)  保安規定第3編第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第62条の2、第63条、第64条(変更なし)  別表第17、別表第20、別表第23、別表第30、別表第31、別表第32、別表第33、別表第34(変更なし)</p>
	<p>⑨ 非常時の措置</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第12号の第1項から第9項に関して、非常時の措置について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(非常時の措置に関する条文等)の変更はない。</p>	<p>保安規定第1編 第9条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第24条、第26条(変更なし)  保安規定第2編 第48条(変更なし)  別表第4、別表第10、別図第2(変更なし)</p>
	<p>⑩ 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第13号の第1項に関して、使用施設等の保全に関する措置について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(使用施設等の保全に関する条文等)の変更はない。</p>	<p>保安規定第1編 第9条、第18条、第19条、(変更なし)  保安規定第4編 第65条、第78条の1、第78条の2、第78条の3、第78条の4、第78条の5、第78条の6(変更なし)  別表第6(変更なし)</p>

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年9月29日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>⑪ 記録及び報告 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第14号の第1項から第5項に関して、記録及び報告について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(記録及び報告に関する条文等)の変更はない。</p> <p>⑫ 施設管理 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第15号の第1項及び第2項に関して、施設管理について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(施設管理に関する条文等)の変更はない。</p> <p>⑬ その他保安に関する事項 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第18号の第1項及び第2項に関して、その他保安に関する事項について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMF及びAGFにおける福島第一原子力発電所(1F)の汚染水の分析の追加)に伴う保安規定(その他の保安事項に関する条文等)の変更はない。</p>	<p>保安規定第1編 第9条、第29条、第30条 (変更なし) 保安規定第2編 第39条、第45条、第47条 (変更なし) 保安規定第3編 第59条(変更なし) 保安規定第4編 第72条、第78条、第80条、 第82条(変更なし) 別表第11、別図第2(変更なし)</p> <p>保安規定第1編 第1条の2(変更なし) 保安規定第4編 第77条、第78条の2、第 78条の3、第78条の4、第78条の5、第78 条の6、第81条(変更なし)</p> <p>保安規定第1編 第1条、第9条(変更なし)</p>
<p><b>【AGF】核燃料物質の使用が終了した設備の削除</b></p>	<p>① 使用施設等の操作 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項に関して、従業員の確保等について現在の保安規定に規定済であるため、今回の使用変更(AGFにおける核燃料物質の使用が終了した設備の削除)に伴う保安規定(従業員の確保等に関する条文等)の変更はない。</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第5項に関して、今回の使用変更(AGFにおける核燃料物質の使用が終了した設備の削除)に伴い、以下のとおり記載を削除する。 <u>別表第36(1)AGFから、No.12ボックス、No.11グローブボックス及びNo.16グローブボックスに関する記載を削除する。</u></p>	<p><u>別表第36(1)AGF(今回の変更箇所)</u></p>

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年9月29日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>② 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第11号の第1項、第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項に関して、放射性廃棄物の廃棄について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更（AGFにおける核燃料物質の使用が終了した設備の削除）に伴う保安規定（放射性廃棄物の廃棄に関する条文等）の変更はない。</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第11号の第2項に関して、今回の使用変更（AGFにおける核燃料物質の使用が終了した設備の削除）に伴い、以下のとおり記載を追加する。</p> <p><u>第54条、第56条、第57条から、廃液処理装置に関する記載を削除する。</u></p>	<p><u>保安規定第3編 第54条（今回の変更箇所）</u></p> <p><u>保安規定第3編 第56条（今回の変更箇所）</u></p> <p><u>保安規定第3編 第57条（今回の変更箇所）</u></p>
	<p>③ 施設管理</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第15号の第1項に関して、今回の使用変更（AGFにおける核燃料物質の使用が終了した設備の削除）に伴い、以下のとおり記載を追加する。</p> <p><u>別表第1及び別表第41から、廃液処理装置に関する記載を削除する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第15号の第2項に関して、施設管理について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更（AGFにおける核燃料物質の使用が終了した設備の削除）に伴う保安規定（施設管理に関する条文等）の変更はない。</p>	<p><u>別表第1（今回の変更箇所）</u></p> <p><u>別表第41（今回の変更箇所）</u></p>